

## R5.6月から建設工事受注の際に、法定福利費を明示した請負代金内訳書が必要になります。

法定福利費の内訳を明示した請負代金内訳書の提出について（お知らせ）

令和5年5月10日

建設業の担い手の育成及び確保には、建設労働者が社会保険等に参加するための原資となる法定福利費が、発注者から元請企業、元請企業から下請企業へ適正に支払われるようにすることが重要であり、元請企業が工事ごとの法定福利費の額を認識し、下請契約ごとに法定福利費を適切に確保していく必要があります。

このため、公共工事の発注者等が講ずべき具体的な措置について定める「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、発注者は、標準約款に沿った契約約款に基づき、受注者から提出された請負代金内訳書において、法定福利費に相当する額が適正に計上されていることを確認するよう努めることが規定されました。

つきましては、本市においても、高梁市建設工事請負契約書を改正し、次のとおり法定福利費の内訳を明示した請負代金内訳書を新たに提出していただくこととしますので、お知らせします。

### 記

#### 1. 改正内容

契約の締結後、工事に着手すべき時期までに、受注者は法定福利費を明示した請負代金内訳書を監督員に提出するとともに、発注者は法定福利費が適切に計上されていることを確認することとします。

なお、作成方法は、別添「請負代金内訳書（作成例）」をご参照ください。

#### 2. 対象工事

**高梁市が契約締結を行う全ての工事**

※130万円未満の随意契約で発注する工事を除く。

#### 3. 実施時期

**令和5年6月1日以降に契約締結を行う工事から適用します。**